

## ○東京藝術大学教員の採用等に関する規則

〔平成16年4月1日〕  
制 定

改正 平成17年4月1日 平成19年3月28日  
平成20年10月17日 平成25年10月24日  
平成27年3月26日 令和5年6月22日

(目的)

第1条 この規則は、東京藝術大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第2条第2項の規定に基づき、教員の採用・懲戒等に関する事項について定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規則は、次の各号に掲げる教員に適用する。

- (1) 教授、准教授、講師（常時勤務するものに限る。）、助教及び助手（以下「大学教員」という。）
- (2) 音楽学部附属音楽高等学校の副校長、主幹教諭、教諭及び養護教諭（以下「附属高校教員」という。）

(採用及び昇任)

第3条 大学教員及び附属高校教員の採用及び昇任は選考によるものとし、学長が定める基準により、教育研究評議会（以下「評議会」という。）の意見を参考として、学長が行う。

(出向)

第4条 削除

(降任及び解雇)

第5条 大学教員を降任又は解雇する場合は、評議会の意見を参考として学長が行う。

(休職の期間)

第6条 大学教員が心身の故障のため長期の休養を要する場合の休職の期間については、個々の場合について、評議会の議を経て、学長が定める。

- 2 附属高校教員が、結核性疾患のため長期の休養を要する場合の休職においては、満2年とし、特に必要があると認めるときは、予算の範囲内でその休職の期間を満3年まで延長することができる。
- 3 前項の規定による休職者には、その休職の期間中、給与の全額を支給する。

(任期)

第7条 大学教員の雇用については、評議会の意見を参考として、学長が原則として任期を定めて行うものとする。

- 2 前項の任期が満了した場合は、業績の評価に基づき、評議会の意見を参考として、学長が任期を更新することができる。
- 3 前2項により任期を定めて雇用された大学教員は、その任期中に退職することができる。
- 4 大学教員の任期について必要な事項は、関係法令及び別に定める「東京藝術大学における大学教員の任期に関する規則」による。

(定年)

第8条 大学教員及び附属高校教員の定年は、次の各号のとおりとする。

(1) 大学教員（助教及び助手を除く。） 満67歳

(2) 助教、助手及び附属高校教員 満65歳

(懲戒)

第9条 大学教員の懲戒処分は、評議会の意見を参考として、学長が行う。

(勤務成績の評定)

第10条 大学教員の勤務成績の評定及び評定の結果に応じた措置は、評議会の意見を参考として、学長が行う。

2 前項の勤務成績の評定は、学長が定める基準により行わなければならない。

(試用期間)

第11条 音楽学部附属音楽高等学校の教諭の試用期間は、1年とする。

(研修の機会)

第12条 大学教員及び附属高校教員には、研修を受ける機会が与えられなければならない。

2 大学教員及び附属高校教員は、教育研究に支障のない限り、組織の長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。

3 大学教員及び附属高校教員は、現職のまま、長期にわたる研修を受けることができる。

(教諭の研修)

第13条 音楽学部附属音楽高等学校の教諭及び養護教諭は、本学が実施する初任者研修及び10年経験者研修を受けなければならない。

2 前項の研修の実施に関しては、別に定める。

(大学院修学休業)

第14条 音楽学部附属音楽高等学校の主幹教諭、教諭及び養護教諭は、学長の許可を受けて3年以内の期間、大学院の課程等に在学してその課程を履修するための休業をすることができる。

2 前項の休業の期間については、給与を支給しない。

3 その他大学院修学休業に関し必要な事項は、別に定める。

(兼業)

第15条 大学教員は、本務遂行に支障がないと学長が認める場合は、教育研究活動に関する兼業を行うことができる。

(助教及び助手)

第16条 助教及び助手については、評議会の意見を参考として、この規則に定める手続方法と異なる定めをすることができる。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、令和5年7月1日から施行する。

(定年の経過措置)

2 令和5年7月1日から令和13年3月31日までの間における職員にかかる第8条第1項第2号の規定の適用については、次の表に掲げる期間の区分に応じ、同号中「満65歳」とあるのはそれぞれの下欄に掲げる年齢に読み替える。

期間	年齢
令和5年7月1日から令和7年3月31日 日まで	満61歳
令和7年4月1日から令和9年3月31日 日まで	満62歳
令和9年4月1日から令和11年3月31日 日まで	満63歳
令和11年4月1日から令和13年3月31日 日まで	満64歳